

平成 28 年度独立行政法人中小企業基盤整備機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度中小企業基盤整備機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 中小機構における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 608 件、契約金額は 163.4 億円である。また、競争性のある契約は 441 件（72.5%）、104.0 億円（63.6%）、競争性のない随意契約は 167 件（27.5%）、59.4 億円（36.4%）となっている。

平成 26 年度と比較して、競争性のない随意契約割合が件数・金額は減少している（件数：14.4%減、金額：14.5%減）。件数減少の主な要因は補正予算による中小企業再生協議会機能強化事業の実施に関する委託業務が終了したことによる減少（47 件減）、震災対策事業である仮設施設・整備事業に係る契約の減少（5 件減）によるものである。

なお、この競争性のない随意契約は、真にやむをえない随意契約のみである。

表 1 平成 27 年度の中小機構の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(53.9%) 341	(42.7%) 71.1	(58.9%) 358	(39.9%) 65.2	(5.0%) 17	(△8.3%) △5.9
企画競争・公募	(15.3%) 97	(15.7%) 26.1	(13.7%) 83	(23.7%) 38.8	(△14.4%) △14	(48.7%) 12.7
競争性のある契約（小計）	(69.2%) 438	(58.3%) 97.3	(72.5%) 441	(63.6%) 104	(0.7%) 3	(6.9%) 6.7
競争性のない随意契約	(30.8%) 195	(41.7%) 69.5	(27.5%) 167	(36.4%) 59.4	(△14.4%) △28	(△14.5%) △10.1
合計	(100%) 633	(100%) 166.8	(100%) 608	(100%) 163.4	(△3.9%) △25	(△2.0%) △3.4

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の（ ）書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

(2) 中小機構における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は表 2 のようになっており、契約件数は 73 件（16.6%）、契約金額は 44.8 億円（43.1%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は減少しているが、金額は増加している（件数：11.0%減、金額：16.4%増）。件数減少の主な要因は、中小企業大学校東京校の市場化テスト業務委託終了や支部経理処理等業務などの終了に伴う減（5件減）、人材派遣の終了に伴う減（3件減）によるものである。一方、金額増加となった主な要因は、システム開発業務等の事前確認公募の増加（11.5億円増）によるものである。

表2 平成27年度の中小機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	356 (81.3%)	368 (83.4%)	12 (3.4%)
	金額	58.8 (60.4%)	59.2 (56.9%)	0.4 (△0.7%)
1者以下	件数	82 (18.7%)	73 (16.6%)	△9 (△11.0%)
	金額	38.5 (39.6%)	44.8 (43.1%)	6.3 (16.4%)
合計	件数	438 (100%)	441 (100%)	3 (0.7%)
	金額	97.3 (100%)	104.0 (100%)	6.7 (6.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、(1)競争性のある契約における一者応札・応募案件減少に向けた調達の改善及び(2)事務処理効率化等を目的とした本部一括発注による調達の推進に努めることとする。

(1) 一者応札・応募減少に向けた調達の改善

平成27年度競争性のある契約のうち一者応札・応募案件は、73件あったが、そのうち新規調達案件は23件あり、事前確認公募案件7件を除いた一者応札・応募案件は16件（前年度18件）であった。

この16件を対象として一者応札・応募の要因分析を行い検証した結果、発注者側の取組により改善が期待できるイベント・セミナー開催業務、ネットワーク関連機器の調達および自動車運行管理業務については、複数の入札参加業者の確保を図るため、引き続き次のような取組を実施することとする。

- ① 複数の応札・応募者が見込まれない調達に係る周知方法の検討（基本の周知方法であるホームページに加えて、業界紙への記事掲載や競争参加資格登録済み事業者へ連絡等を行う）を行う。
- ② 適切な公告期間（原則10日間以上）の設定を行う。
- ③ 適切な競争参加資格の設定（等級の緩和）および具体的な仕様書を作成する。
- ④ 適切な事業期間・事業規模の設定や適正な調達範囲による分離発注を行う。

【当該取り組みの結果、新規競争契約における一者応札件数が27年度実績（16件）を下回ること（事前確認公募を除く）】

(2) 事務処理効率化等を目的とした調達改善

機構の調達において各部門で調達している役務および物品購入において一括して発注することにより事務処理の効率化および経費削減を目指すこととする。

なお、本年度の取組として以下の調達案件について検討する。

- ① 本部におけるコピー機器、プリンター、FAX機器において原課毎の契約となっている調達方法を改め、一括調達方法による最適な配置（性能・台数・場所）に見直すことにより契約事務等の軽減および経費削減を図る。（賃貸料金および保守・消耗品料金の27年度実績額7,000万円）
- ② 本部における事務用品の発注においては、事務共通物品として調達・管理課が一括発注するものと各部門で個別発注するものと二つの調達が存在するため、原則として調達・管理課発注のみとすることにより経費削減を図る。（本部における27年度事務消耗品実績額3,000万円）
- ③ 本部、地域本部、大学校における会計部門ごとに調達している役務および物品購入において全部門一括発注した場合も受注可能な事業者、経済性のメリット等の調査を行った上で、一括調達の実施を目指す。

【当該取組の結果、①②は、27年度実績額を下回ること】

(3) 障害者就労施設等への優先調達

障害者就労施設等からの物品等の調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（H25.4.23閣議決定）」に即して定めた平成28年度調達方針に基づき平成27年度調達実績のなかった地域本部および大学校への協力依頼を引き続き行うことにより前年度実績を上回る調達に努めるものとする。

平成27年度の実績を見ると印刷発注が調達額の9割を占めており、印刷発注（パンフ、チラシ等）における障害者就労施設等からの調達割合増加に向けた検討を行うとともに契約担当者会議等において啓蒙普及を継続していくこととする。

【前年度実績額を上回ること】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

昨年度に引き続き、新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構内に設置された入札・契約手続委員会で検証し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【入札・契約手続委員会による点検の実施】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 各会計機関の契約担当者のために契約事務実務マニュアルの徹底を図るための契約担当職員を対象として定期的な研修会の実施。
- ② 予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、本部調達担当者による契約事務実務

マニュアル等を活用した各地域本部等の職員への指導や情報交換を通じて、職員のスキルアップを図り不祥事の未然防止等に努めることとする。

【研修等の実施および各地域本部等への訪問指導】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務担当理事を総括責任者とする調達等合理化推進チームを設置し、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務担当理事

副総括責任者 財務部長

メンバー 調達・管理課長、財務部参事、企画部企画課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、契約監視委員会の審議対象案件である新規1者応札・応募案件の事後点検審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、中小機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。